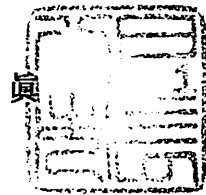


八 広 第 220 号  
平成 29 年 2 月 3 日

三八地方労働組合総連合  
議長 中道 博章 様

八戸市長 小 林



要望書に対する回答について

平成 28 年 12 月 19 日付け三八地労連発第 1619 号「2016 年自治体要望書」について、別添のとおり回答いたします。

〈問合せ先〉

総合政策部 広報統計課 広報広聴グループ 関向  
電話 0178-43-2111 内線 2155

## 2016年自治体要望書に対する回答書

### 1 雇用・賃金等の課題について

- ① 長時間・過密労働や生体リズムを狂わせる夜勤交替制労働が広がり、心身の健康を損なう人、さらに命まで落とす人があとを絶ちません。「労働時間規制の適用除外の拡大」（高度プロフェッショナル制度）を止め、勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔をおく「勤務間インターバル制度」を導入するよう政府に求めて下さい。

(回答)

「高度プロフェッショナル制度」につきましては、職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や労使委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定の適用を除外するものであり、同内容を盛り込んだ労働基準法等の一部を改正する法律案が平成27年4月3日に国会へ提出され、今国会においても引き続き審議されることになっております。

また「勤務間インターバル制度」につきましては、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、勤務間インターバルの自発的導入を促進するため、専門的な知識やノウハウを活用した助言・指導や、制度を積極的に導入しようとする企業に対する新たな支援策を展開するとされたことなどを踏まえ、始業後24時間を経過するまでに、一定時間以上の継続した休息时间（インターバル）を付与する制度として、同内容を含む労働基準法の一部を改正する法律案が平成28年11月15日に国会へ提出され、今国会においても引き続き審議されることになっております。

このようなことから、市といたしましては、これらの新たな国の取組や動向を注視してまいりたいと考えております。 【担当：産業労政課】

- ② 公契約の労務費は時給千円以上の単価として下さい。公契約の対象事業所にこの額を下回らないように指導して下さい。

(回答)

当市での公共工事における労務費の積算は、「公共工事設計労務単価」（二省協定賃金＝国土交通省・農林水産省）を基本に行っております。

現在、公共工事においては、全国的に建設職人の不足が生じており、労務費の高騰などの建設コストの上昇等に鑑み、平成28年2月から適用されている公共工事設計労務単価は、改定前の平成27年2月単価と比べて、全国全職種平均で4.9%引き上げられております。

また、委託業務等の人件費相当分については、人件費の単価を明確にするとともに、青森県最低賃金を下回らない額で積算を行っております。さらに、これらの役務等を実施する際には、事業所に対して関係諸法令を遵守するように要請しております。 【担当：契約検査課】

### 2 市民生活について

- ③ 消費税の10%への増税を中止するよう政府に求めて下さい。

(回答)

消費税率の10%への引上げ時期については、平成29年4月1日に予定されておりましたが、

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、平成31年10月1日に変更されたところであります。市といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

【担当：住民税課】

- ④ TPP（環太平洋経済連携協定）は、私たちの命や食、暮らし、地域を脅かすだけでなく、参加各国の人権も主権も踏みにじる恐れがあります。日本が率先してTPP承認案等を成立させたことは、TPPが発効しない場合も、2国間・多国間の交渉でTPP合意内容が最低基準として譲歩を迫られるということにつながります。TPPが描いた関税や非関税障壁の原則撤廃を前提とした施策の具体化を許さず、国民生活と地域経済をまもるよう政府に求めて下さい。

(回答)

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）につきましては、日本では昨年12月、参議院本会議において承認案が可決され、成立したところですが、先般、米国のトランプ大統領が離脱を決定したことから、発効は困難になったものと認識しております。

これを受け、日本政府は今後の対応について検討を進めるものと思われませんが、その内容を注視し、本市産業へのマイナスの影響が危惧される場合には、必要に応じて要望等を実施してまいります。

【担当：商工課】

- ⑤ 貧困と格差の拡大に伴い、経済的困難から薬代の自己負担が払えない、また、治療を中断するといった事例が増えています。八戸市においても、「薬局の無料低額診療事業」を行うために、青森市のような助成制度（調剤処方費助成事業）を行うよう要望します。

(回答)

無料低額診療事業は、社会福祉法の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業で、本市においては1医療機関が事業を実施しております。

当制度では、この事業を実施する医療機関の院内処方による薬代は減免となるものの、院外処方による薬代の自己負担分については、保険調剤薬局が事業主体者ではないことから、減免の対象とならない状況にあります。

無料低額診療事業が創設された当時は、院内処方のみであり、薬代も減免の対象でしたが、昭和49年からは国による医薬分業政策もあって院外処方が増加し、その薬代が減免されなくなった経緯があります。

このため、中核市市長会では、平成24年5月に国に対し「社会福祉法の趣旨に則り、無料低額診療事業に基づく調剤費用について、国による助成制度を創設するよう」提言を行っているところであり、市といたしましては、国や他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

【担当：生活福祉課】

- ⑥ 国保健診・ドック、後期高齢者健診・ドックでの要精検者について、受診を促進するための手立てを講じて下さい。

(回答)

当市では、生活習慣病の重症化を未然に防ぐために、国保特定健診・人間ドックの結果が要精密検査であり、かつ健診受診日から3か月後までにレセプト等により精密検査の受診が確認できない方を対象に、専任の看護師が訪問により早期の精密検査受診を勧奨する事業を実施しております。不在等で対面による指導ができなかった対象者に対しても、受診を勧奨する文書を投函・郵送するなどして、確実な勧奨に努めております。

この事業の効果もあり、例年、要精検者のうち6割程度の方が医療機関を受診しておりますが、今後もさらに受診率を向上させるべく努めてまいりたいと考えております。

なお、健康診査等の保健事業は、医療保険の保険者が行うものとされており、後期高齢者医療制度においては、青森県後期高齢者医療広域連合が保険者となっております。

同広域連合では、平成27年に保健事業実施計画を策定し、各種保健事業の拡充を図っているところでありますが、その事業の一つとして要精検者への受診勧奨事業を計画していることから、市といたしましては、保険者である広域連合と協力・連携を図りながら、今後の保健事業を推進してまいりたいと考えております。 【担当:国保年金課】

- ⑦ 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種について、一昨年9月まで八戸市が行っていた助成を定期接種対象となっていない75歳以上の方に復活してください。

(回答)

高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの接種は、高齢者の肺炎の重症化とまん延予防のため、「65歳になったら予防接種を受け感染予防に努める」という考え方のもと、平成26年10月から予防接種法に基づく定期接種に位置付けられました。

国においては、新たな制度の導入に当たって、65歳以上の方が全員接種できる仕組みとして、平成26年度から平成30年度までの5年間は、各年度において70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方も定期接種の対象とする経過措置を設けており、当市でもこの制度に基づき予防接種を実施しております。

平成30年度の経過措置期間の満了により、65歳以上の方への接種機会が確保されることから、平成31年度からは、当該年度に新たに65歳になる方を対象として予防接種を実施することとなります。

市といたしましては、今後も定期接種の対象となる方等への制度周知に努めるとともに、国の制度に基づいて定期接種を実施してまいりたいと考えております。 【担当:保健予防課】

- ⑧ H28年度から実施している後期高齢者ドックについて、受診拡大のために、負担の軽減を検討して下さい。

(回答)

市では、後期高齢者の疾病予防及び重症化予防等健康保持増進を図ることを目的に、平成28年4月から自己負担額5,000円で受診できる後期高齢者総合健診(人間ドック)事業を実施しております。

これまで、後期高齢者の健診につきましては、保険者である青森県後期高齢者医療広域連合が決定した県下統一の基本的な健康診査を無料で受診いただいておりますが、更に詳細な健診を希望する被保険者からの要望も多いことから、市の事業として新たに後期高齢者人間ドック

クを開始したものです。

本事業の実施に当たっては、高齢化の進展に伴い後期高齢者が増加し続けている現状を鑑みると、事業経費の全てを市の財政負担で賄うことは難しいことから、他都市の事例も参考に、受診希望者に相応の自己負担をお願いすることといたしました。

御要望の人間ドック受診費用の負担軽減につきましては、受診率の向上につながるものと認識しておりますが、医療、介護、福祉サービス等関連施策との優先順位を考慮しながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。 【担当：国保年金課】

- ⑨ 高齢者バス特別乗車証の対象者の年齢を、利用料は現行の一定所得を超える人と同額で、65歳からにしてください。

(回答)

市では、平成27年度に、70歳以上の方に対して高齢者バス特別乗車証を15,006枚交付しております。また、70歳未満の方に対しては、障がいを持った方を対象として障がい者特別乗車証を交付しているところであります。

近年、高齢者数は急激に増加しており、当市におきましても平成28年3月31日現在、65歳以上の高齢者は64,770人で、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は27.6%となっております。

高齢者のうち70歳以上の人口は44,959人、65歳以上70歳未満の人口は19,811人となっており、特別乗車証の対象年齢を引き下げますと、交付対象者が大幅に増加することが見込まれます。

対象年齢引下げにつきましては、東京都や横浜市、東北地方では青森市、盛岡市、仙台市、山形市、福島市など多くの自治体が70歳以上を対象としていることや、運転免許証更新の高齢者講習は70歳を対象としていること、また、交付対象者の増加に伴い事業費が増高することから、市の財政状況を踏まえて研究してまいりたいと考えております。 【担当：高齢福祉課】

- ⑩ 介護保険の利用や制度変更等の周知のために、毎年、市民対象の説明会を開催して下さい。

(回答)

介護保険制度周知のための説明会として、当市では、担当職員が町内会や老人クラブ等に伺って説明を行う「出前講座」を開催しております。

開催を希望される団体等からのお申し込みは、介護保険課窓口及び電話で受け付けております。会場は団体等で確保していただきますが、時間や内容等は御希望をお聞きして対応しております。

開催状況は、平成26年度11回、平成27年度7回となっております。

なお、出前講座については、広報はちのへに年2回掲載するとともに、ホームページ上でもお知らせしておりますが、広く活用していただけるよう、継続して周知に努めてまいります。

【担当：介護保険課】

- ⑪ 老後の最低限の所得保障のために、消費税増税によらない最低保障年金制度の創設を政府に働きかけて下さい。

(回答)

公的年金制度改革につきましては、社会保障制度改革国民会議において、長期的な持続可能性を強固にし、セーフティネット機能を強化するための改革の方向性について議論され、その議論を踏まえた社会保障改革プログラム法に基づき、マクロ経済スライドの見直し、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、高所得者の年金給付の見直しといった課題についての検討が行われているところであります。

こうした中、無年金や低所得・低年金の方に対する年金の最低保障機能を強化するため、受給資格期間を25年から10年に短縮する改正年金機能強化法が平成28年11月に成立し、平成29年8月から施行されるほか、消費税率が10%へ引き上げとなる平成31年10月には、福祉的給付(年金生活者支援給付金)の実施が予定されております。

全国市長会では、平成28年度の国への提言の中で「持続可能で安心できる年金制度の早期構築を図ること」を求めており、市といたしましては、国における議論の推移を注視しつつ、安心できる年金制度の確立が図られるよう、引き続き全国市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。

【担当：国保年金課】

- ⑫ マクロ経済スライドでは、基礎年金は30年にわたって30%もの引き下げが行われ、年金生活者はもとより、地域にも大きな打撃を与えます。マクロ経済スライドの廃止を政府に求めてください。

(回答)

マクロ経済スライドは、平成16年の年金制度改革において年金制度の長期的な安定、世代間の公平性確保のために導入された、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金水準を調整する仕組みであり、具体的には、現役被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて調整率を設定し、その分を改定率から控除するものであります。

しかしながら、平成16年の改正後、賃金が下がる中で年金が賃金ほどに下がらず、年金水準が維持された結果、基礎年金のマクロスライド調整に長期間を要し、将来の基礎年金の水準が相対的に大きく低下していく可能性があることが、平成26年の財政検証で明らかとなりました。

こういった状況を未然に防止し、将来的にも安心な年金制度を構築するため、「マクロ経済スライド調整の見直し」、「賃金変動に合わせた年金額改定の徹底」といった改定ルールの見直しを盛り込んだ年金制度改革法が平成28年12月に成立したところです。

市といたしましては、マクロ経済スライドは、将来世代の給付水準確保を図り、安定的な年金制度を維持していくための一方策であると認識しており、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

【担当：国保年金課】

- ⑬ 敷地内の断層に活断層の恐れが強い東北電力東通原発の運転再開に反対し、再稼働の中止を求めて下さい。全炉心にMOX(混合酸化物燃料—プルトニウム燃料)を装荷することが予定されている危険な大間原発の建設中止を求めて下さい。再処理工場の稼働と核燃料サイクル施設計画に反対する立場を明確にして下さい。

(回答)

東通原発の再稼働につきましては、事業者が事故やトラブルがないよう最大限の努力をする

こと、そして、国がより厳格な新しい審査基準のもと、適正に監視することにより、安全に進められていくものと考えております。また、大間原子力発電所の建設工事並びに再処理工場の稼働と核燃料サイクル施設計画につきましても、国の原子力政策の中で、安全対策を講じて工事が進むものと認識しております。

今後とも、市民の安全を守る自治体の長として、国・県及び事業者の安全対策について重大な関心を持ってその推移を注視するとともに、情報収集に努め、必要な場合には意見を申し述べてまいります。

【担当：防災危機管理課】

### 3 教育・子育てについて

- ⑭ 「あおりっ子育てプラン 21」の継続・拡充を県教育委員会に働きかけて下さい。また、国の責任で30人以下学級を実現するよう強く国に働きかけて下さい。当面、市独自予算で小学校5年生以上と中学校2年生以上について33人以下学級を実現してください。

(回答)

子どもたちの健やかな心身と確かな学力を育成するために、人的条件を整備し教育環境の充実を図ることは、教育行政の重要な責務であると認識しております。

これまで、公立小・中学校の教員定数は、国が定める1学級40人（小学校第1学年は35人）を基準に配置されるほか、指導方法の工夫改善、不登校児童生徒への対応など、きめ細かな指導の充実を目的として、増員配置されております。

また、県教育委員会が実施する「あおりっ子育てプラン 21」により、小学校第1～4学年及び中学校第1学年につきましては、33人以下の学級が編制できるように常勤講師が増員配置されてきたところです。

「あおりっ子育てプラン 21」が引き続き実施された場合、本市における次年度の学級編制において常勤講師が配置される予定の学校は、小学校43校中14校20学級、中学校24校中6校6学級（平成28年9月30日現在）で、計26人が増員配置される見込みです。

「あおりっ子育てプラン 21」を拡充するために必要な予算について、県教育委員会関係予算案を参考に本市について概算で算出してみると、1学年を拡充するために約4,500万円かかる見込みとなり、市独自で継続して実施することは極めて難しいものと考えられます。

そこで、市教育委員会では、教職員が児童生徒と向き合い、一人一人の特性を生かした指導を行うために、特別支援教育アシスト事業を展開しているところであり、特別な支援を要する児童生徒の指導など、教員の補助を必要とする学校に対して非常勤の人員配置をすることにより、教育指導の充実に向けた支援を進めているところです。

市教育委員会では、これまでも市町村教育委員会連絡協議会、都市教育長協議会を始め、あらゆる機会を通じて国及び県に対し、適正な学級規模と定数の改善・充実に向けて要望してまいりました。今後も、本市の事業の一層の充実をめるとともに、教職員定数改善計画案等の実現・拡充に向けて、国及び県に対し引き続き要望してまいります。

【担当：学校教育課】

- ⑮ 教育水準を維持するために、義務教育費国庫負担制度の堅持を国に働きかけて下さい。

(回答)

義務教育は、国民として身に付けるべき基礎的資質を培うものであり、次世代に対して教育の機会均等を保障することは、国と地方公共団体が共同で果たすべき重大な責務であります。

そして、義務教育の水準を維持し向上させるためには、資質・能力に優れた教職員を長期的に安定して確保することが重要であります。

義務教育費国庫負担制度は、我が国の義務教育水準を支えていくために必要不可欠な制度であると認識しておりますので、市教育委員会として、機会を捉えて国及び県に対し、国庫負担制度の堅持に向けて引き続き要望してまいります。【担当：学校教育課】

- ⑩ 小・中学校では特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が年々増加しています。さらに障がい特性も重複・多様化しています。希望する全ての学校に、必要とする数の「特別支援アシスタント」を配置して下さい。

(回答)

市教育委員会では、特別支援アシスタントを各学校に配置する特別支援教育アシスト事業を平成19年度から実施しております。事業開始時は7名の配置でしたが、年々数を増やし、平成26年度からは76名、さらに、平成28年度には5名増員して81名のアシスタントを配置しており、現在は希望するほとんどの学校に対応することができております。

しかしながら、市内小・中学校においては、特別な支援を要する児童生徒が増加しているだけでなく、障がい特性が重複化・多様化していることから、学級担任が個々の児童生徒に対して十分な支援を行うのが難しいといった課題を抱えており、長時間支援できる体制や複数のアシスタントを必要としている学校が増加しております。このため、特別な支援を要する児童生徒の障がいの程度や人数に応じて、各校への配置人数を決定しております。

また、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援をしていくために、特別支援アシスタントの資質向上が必要であると認識しているところであり、特別支援アシスタントに対しては、年2回の研修会を実施し、発達障害についての総論的な知識や一人一人に現れている障がいの具体的な見取り方等について学ぶ機会を設けております。

今後も、アシスタントの配置やアシスタントの資質向上を図るための研修の工夫をするなど、引き続き特別支援教育アシスト事業の拡充に努めてまいります。

【担当：総合教育センター】

- ⑪ 子どもたちが使い慣れていて、しかも下肢をけがした際などにも利用できるように、小・中学校のすべてのトイレに最低一箇所は洋式便器を設置して下さい。また、洋式便器の未設置校・洋式便器の設置率と今後の改修予定などを教えて下さい。

(回答)

当市では、児童生徒のトイレ利用環境改善のため、洋式便器の設置を随時進めております。

今年度は、小学校1校、中学校1校のトイレにおいて、大規模な洋式化や多目的トイレ新設等の全面改修工事を実施しており、昨年度に引き続き改善が図られているものと考えております。

今後も、大規模改修等によるトイレの洋式化を計画的に進めてまいりたいと考えております。なお、現状及び今後の設置予定は次のとおりです。

(現状(平成29年3月予定))

・洋式便器未設置の学校

小学校 1校、中学校 0校



- ・平成 28 年度全面改修工事実施校
  - 小学校 1 校 ( 函南小 )
  - 中学校 1 校 ( 湊中 )
- ・洋式便器設置率 ( = 洋式便器があるトイレ箇所数 / トイレ箇所数 )
  - 79.6% ( 昨年度比 0.8% 増 )

〈今後の設置予定〉

- ・平成 28 年度全面改修設計業務委託実施校 ( 平成 29 年度工事実施 )
  - 小学校 3 校 ( 田面木小、根岸小、高館小 )
  - 中学校 2 校 ( 根城中、第三中 )

【担当：教育総務課】

- ⑩ 保健室から「直接外線につながる電話機」が設置されていない学校では、保護者及び医療機関等への緊急連絡ができないため、たいへん困っているようです。早急にすべての小中学校の保健室に「直接外線につながる電話機」を設置してください。また、「直接外線につながる電話機」が設置されていない学校と今後の設置予定を教えてください。

(回答)

当市では、保健室からの外部との連絡の利便性を高めるため、学校全体の電話機の更新に合わせ、随時保健室への電話機設置を実施しております。

今後も、学校の要望を把握しながら、順次電話機を設置してまいりたいと考えております。

なお、現在「直接外線につながる電話機」が設置されていない学校は次のとおりです。

- ・小学校 7 校 城下小、美保野小、大久喜小、金浜小、明治小、多賀台小、島守小
- ・中学校 1 校 是川中

【担当：教育総務課】

- ⑪ 子どもの医療費助成は、三八管内では八戸市以外は通院・入院とも中学校卒業までの実施となっております。八戸市も通院・入院とも中学校卒業までの実施としてください。

(回答)

子どもの医療費助成制度は、子育て世帯の経済的負担軽減や子どもの健康の保持増進等に効果が期待されるものであり、当市では「乳幼児等医療費給付事業」として、一定の所得制限を設けた上で、小学校就学前までは入院・通院分の医療費の自己負担分(保険診療分)を、小学校就学の始期から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までは入院分の医療費の自己負担分(保険診療分)を助成しております。

この事業は県の補助を受けて実施しておりますが、当市ではこれまで独自の助成措置として、小中学生の入院分を対象に加えたほか、4 歳から小学校就学前の児童の自己負担をなくし、さらに、平成 28 年 10 月 1 日以降の診療分からは、入院の助成対象に「高校生に相当する年齢の者」を加え、小学生以上の入院時の自己負担もなくするなど、段階的に制度の拡充を図ってきたところです。

当制度の更なる拡充につきましては、財源の確保が課題となっていることから、総合的な子育て支援策の枠組みの中で優先順位を考慮し、国の施策や当市の財政状況、さらには他都市の取組状況などを勘案し、引き続き検討してまいります。

なお、全国市長会では、子どもの医療費助成については、第一義的には国が行うべきものとしており、本市としても子どもが安心して医療が受けられるための施策として、国による制度の創設についても要望しております。【担当：子育て支援課】

- ⑳ 給付制奨学金の実現を求める声の高まりに対して、文科大臣をはじめ安倍首相も実現に向けた動きに言及しています。すでに実施している八戸市奨学金(給付型)の充実を要望します。当面、大学等への進学希望者に対する募集人員を10人程度に増やしてください。

(回答)

八戸市奨学金は、経済的理由により修学困難な者に対して、修学に必要な資金を貸与又は給付をすることで人材育成を図ることを目的として実施しており、特に給付型奨学金(第2種特別奨学金)は、平成27年度から予約採用で募集を開始し、平成28年度から奨学金を給付しております。

給付型奨学金の募集人員を現行の2人程度から10人程度に増やし、8人多く採用した場合、8人全員が4年制大学に進学すると、1人当たり卒業まで192万円(月額4万円×12月×4年)給付することとなり、8人の合計では1,536万円を給付することとなります。

給付型奨学金の財源は、全額が奨学ゆめ基金となっており、募集人数を増員した場合も奨学ゆめ基金から賄うこととなります。

奨学ゆめ基金は、本市における他の奨学金制度(貸与型・償還免除型)の財源にもなっていることから、今後の奨学金制度を維持するために必要な基金残高の推移を勘案しながら、子どもの貧困の連鎖を断つという目的のため、将来的な奨学金制度の拡充について検討してまいりたいと考えております。【担当：学校教育課】

#### 4 平和の課題について

- ㉑ 八戸市における基地関連予算の交付金およびその用途についてお知らせ下さい。

(回答)

(1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金)

自衛隊が使用している土地・建物等の固定資産及び米軍に使用させている国有の土地・建物等が所在する市町村に交付されるものであり、固定資産税の代替的性格を有し、用途の特定はありません。平成27年度の交付金は約4億4,333万円です。

(2) 施設等所在市町村調整交付金(調整交付金)

米軍が建設・設置した建物・工作物等が所在する市町村に交付されるものであり、固定資産税の代替的性格を有し、用途の特定はありません。平成27年度の交付金は約346万円です。

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金

飛行場等の特定防衛施設が所在する市町村に交付されるものであり、本市では道路改良整備等の整備費に充当しております。平成27年度の交付金は約5,368万円です。

【担当：防災危機管理課】

- ㉒ 平和首長会議加盟自治体として「原子爆弾被害の実態を広く市民に認識させるため」の取り組みをすすめてください。また、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」

に対し平和首長会議として賛同・協力する」(第6回平和首長会議国内加盟都市長会議総会総括文書 2016/11/8)ことを市としてどのように取り組むのかお知らせ下さい。

(回答)

当市は、平成 22 年 11 月に平和首長会議に加盟しております。

核兵器の廃絶と平和を希求する気運が高まり、21 世紀に人類共通の念願である世界の恒久平和が実現されるよう、市民への平和啓発事業は必要であると考えております。

市では、毎年、戦争で亡くなられた方々を追悼するとともに平和を祈念して、原爆投下日及び終戦記念日の黙禱の実施を広報はちのへを通じて呼びかけており、今後も継続してまいります。

また、昨年 11 月に行われた第 6 回平和首長会議国内加盟都市会議総会のなかで、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に対し平和首長会議として賛同・協力することについて採択されたところであり、その内容についても理解しております。取組につきましては、平和首長会議加盟自治体の動向も注視しながら、今後の方針について検討してまいります。

【担当：防災危機管理課】